

## 垂井町告示第43号

垂井町現庁舎敷地等活用基本構想策定業務の受託者選定について、公募型プロポーザル方式により実施するので、次のとおり公告します。

平成30年4月2日

垂井町長 中川満也



### 1 業務の概要

#### (1) 業務名

垂井町現庁舎敷地等活用基本構想策定業務

#### (2) 発注者

垂井町

#### (3) 業務内容

本業務は、垂井町役場庁舎移転後の跡地となる現庁舎敷地と建物及びこれに隣接する中央公民館の敷地と建物を、中山道垂井宿を含めた当該地区の活性化と本町のまちづくりに有効に活用するための基本構想を策定することを目的とする。

#### (4) 履行期間

契約締結の日から平成31年3月29日まで

### 2 参加者の応募条件

参加者は、提出時において次の資格要件すべて満たしている者とする。

(1) プロポーザルに参加できる者の形態は、単体企業とする。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立中又は破産手続中でないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。

(6) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく特定調停手続開始の申立中又は特定調停手続中でないこと。

(7) 平成30・31年度垂井町入札指名人名簿（測量・建設コンサルタント等）に登録されていること。

(8) 垂井町競争入札参加資格に係る指名停止措置要領の規定に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(9) 国又は地方公共団体から、平成15年度以降に、庁舎跡地活用、地域活性化、まちづくり、地方創生の計画策定業務又はこれらに類する受託実績を有していること。

(10) 岐阜県内、愛知県内に本店、支店、営業所等の活動拠点を置いている者であること。

### 3 プロポーザルの参加手続等

#### (1) 事務局

垂井町役場総務課管財係

〒503-2193 岐阜県不破郡垂井町 1532-1

電話 0584-22-1151 FAX 0584-22-5180

E-mail : somu@town.tarui.lg.jp

#### (2) プロポーザル実施要綱等の配布

##### ア 配付期間

平成 30 年 4 月 2 日 (月) から平成 30 年 4 月 18 日 (水) まで

##### イ 配付場所

事務局の窓口又は垂井町ホームページからダウンロードすること。

なお、事務局での配付は、午前 9 時から午後 4 時まで (土曜、日曜及び祝日は除く。) とする。

##### ウ 配付書類

(ア) 垂井町現庁舎敷地等基本構想策定業務プロポーザル実施要綱

(イ) 様式集

(ウ) 垂井町現庁舎敷地等基本構想策定業務仕様書

(エ) 周辺図

(オ) 垂井宿周辺地区コミュニティ醸成支援業務実績報告書 (平成 29 年度岐阜大学委託事業)

#### (3) 参加表明書の受付

##### ア 参加表明書

プロポーザル参加希望者は、「参加表明書 (様式 1)」及び「企業概要書 (様式 2)」を作成し、次のとおり提出すること。

##### イ 参加表明書の提出先及び提出方法

###### (ア) 提出先

事務局

###### (イ) 提出期限

平成 30 年 4 月 18 日 (水) 午後 4 時必着

###### (ウ) 提出方法

持参、簡易書留による郵送又は電子メールとする。

ただし、持参の場合は午前 9 時から午後 4 時まで (土曜、日曜及び祝日は除く。) とする。

#### (4) その他

参加表明書提出者以外の者は、プロポーザルの提出はできない。

### 4 審査方法

審査は、町が別に定める委員により組織された「垂井町現庁舎敷地等活用基本構想策定業務プロポーザル審査委員会 (以下「審査委員会」という。) が、提出書類及びプレゼンテーションの審査を経て最適な受託候補者を選定するものとする。

## 5 評価項目

### (1) 業務執行能力

- ア 同種・類似業務実績
- イ 作業工程
- ウ 取組意欲・取組姿勢
- エ コミュニケーション能力

### (2) 企画提案内容

- ア 実施方針・取組体制
- イ 編集方法・構想イメージ
- ウ 課題調査・分析方法
- エ 運営支援方法・町民意見等の反映方法
- オ 独自企画提案

## 6 経費の負担

参加表明書及びプロポーザルの作成に要した費用、旅費その他本プロポーザルの参加に要した一切の経費は、参加者の負担とする。

## 7 契約書作成の要否

要

## 8 その他

その他の詳細は、「垂井町現庁舎敷地等活用基本構想策定業務プロポーザル実施要綱」による。